

## 第1章

## 民法その他の知識

本章では、権利関係の学習の中心となる民法が、どのような法律なのかを学習する。民法の出題頻度はそれほど高くない。しかし、これから経営法務を学習していくうえで欠かせない基礎的知識や大原則の説明もあるので、飛ばさないこと。特に、初めて法律を学習する人は、しっかりと学習して欲しい。

## 1 法律の分類

経営法務を学んでいく前に、まずは法律がどのように分類されているのかを押さえておくことで後々理解がしやすくなる。法律にはいくつかの分類方法があり、何がどの分類に該当するかを考えながら勉強を進めていくとよい。

## 1 公法と私法



## 公法と私法

国が関係する場合は公法、関係しない場合は私法。

公法	「国家」と「私人」の法律関係を規律する法や、「国家の規律」を定める法を意味する用語として用いられる。つまり、なんらかの国家介入のある領域のことを規定する法を指すといえる。 例) 憲法、行政法、刑法、訴訟法
私法	「私人」と「私人」の法律関係を規律する法を意味する用語として用いられる。つまり、国家に介入されない自由な一般社会において、個人相互間で結ばれるような私的な関係について規定されている法を指すといえる。 例) 民法、商法、会社法

## 2 一般法と特別法



## 一般法と特別法

両者の区別は相対的で、法律ごとに一般法か特別法が決まっているわけではない。

一般法	人・場所・事柄について、効力を一般的に適用される法律。たとえば、契約の分野全体では、民法が一般法とされている。 例) 民法（一般法）⇔ 商法（特別法） 商法（一般法）⇔ 国際海上物品運送法（特別法）
特別法	特定の人・場所・事柄に限って、適用される法律。特別法は一般法に優先し、一般法は特別法に規定のないものについて補充的に適用される。

### 3 成文法と不文法

<b>成文法</b>	文字で書き表され、文書の形式で表された法律。立法権限を有する機関が、一定の手続を経て制定する法なので、「制定法」とも言う。ローマ法を起源とした法概念で、ヨーロッパの西側で発展し、日本を含む東アジアにも浸透している。「大陸法 (civil law : シビル・ロー)」と呼ばれる。
<b>不文法</b>	文書の形で制定されない法を指す。慣習に基づく「慣習法」、裁判所の判決に基づく「判例法」が該当する。イギリス起源の法概念で、裁判所が伝統や慣習等に基づいて裁判を行い、発達してきた。英語圏における法体系の基礎となっており、「英米法 (common law : コモン・ロー)」と呼ばれる。

### 4 実体法と手続法

<b>実体法</b>	権利と義務、犯罪と刑罰といった法律関係の内容（実体）が規定されている法律。 なお、実体法においても手続が規定されている場合もある。 例) 民法、刑法、商法
<b>手続法</b>	実体法に規定される内容を実現するための手続が定められた法律。実体法同様、手続法の中に実体が規定されることもある。 例) 民事訴訟法、刑事訴訟法

### 5 強行規定と任意規定



#### 強行規定と任意規定

法律全体ではなく、法律の特定の条項や規定が該当する場合が多い。

<b>強行規定</b>	当事者の意思や合意にかかわらず、ある法律の定める法的効果が強制的に適用される法規を指す。 例) 民事訴訟法、刑事訴訟法
<b>任意規定</b>	当事者の意思や合意があると、ある法律の定める法的効果の適用を排除できる法規を指す。一般に、契約書に関する法律の規定は、任意規定が多いとされる（だからこそ、契約書に規定する必要があるといえる）。 例) 公の秩序に関する規定（民91条）